

報道資料 1

平成 27 年 10 月 13 日

報道機関各位

市民窓口課長



マイナンバー制度 相談窓口の設置及び説明会の開催

平成 27 年 10 月からのマイナンバー制度の開始に伴い、お問い合わせに対応する相談窓口を設置するとともに、説明会を開催します。

【相談窓口】

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | と き | 10 月 7 日（水）～
平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
※火曜時間外サービス（午後 7 時まで）においても対応します。 |
| 2 | と ころ | 市民窓口課、栄サービスセンター、下田サービスセンター |
| 3 | その他 | パンフレットを上記相談窓口のほか各公共施設に設置します。 |

【説明会】

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | と き | 11 月 5 日（木）午後 4 時、午後 7 時 30 分の 2 回 |
| 2 | と ころ | 体育文化センター 3 階大集会室 |
| 3 | 内 容 | (1) 午後 4 時 個人事業主向けの制度や準備の説明
(2) 午後 7 時 30 分 個人事業主向けの制度や準備の説明、市民への説明と相談コーナー |

【参 考】

- ・三条市では、通知カードを住民票の住所に 10 月下旬から 11 月中旬頃に簡易書留で郵送する予定です。
- ・通知カードは、個人番号が記載されています。大切に保管してください。なお、市では個人番号を問い合わせることはありませんので、不審な電話等にはご注意ください。

担当：市民窓口課 市民総合窓口 皆川
電話：0256-34-5511（内292）